

5.4 レベル1～2建材の除去(グローブバッグ工法)

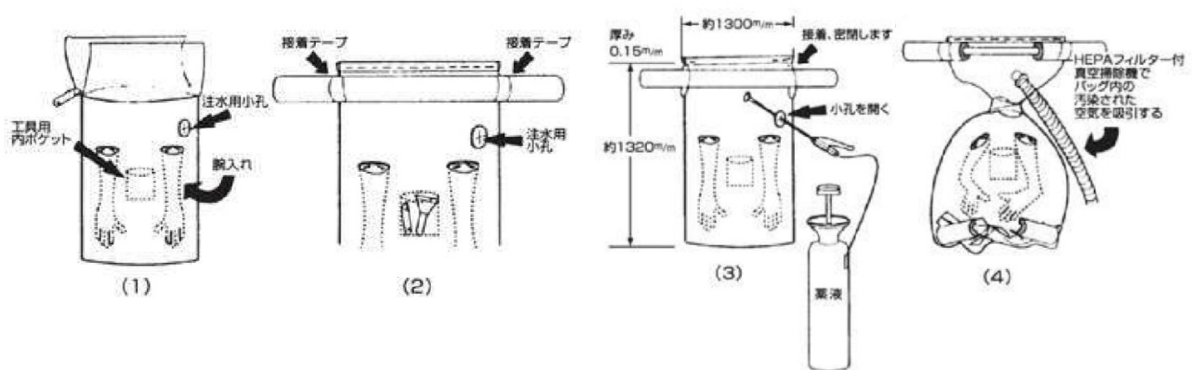
関係規程：法第18条の14、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の14、別表第7
 / 条例第51条 / 条例規則第28条、別表6 / 令和4年4月13日札幌市告示第1385号
 / 国マニュアル「4.10.1」

配管のアスベスト含有保温材等の除去時に、局所隔離の一種であるグローブバッグを使用する方法です。なお、グローブバッグ工法の手順については、札幌市告示で規定されているほか、国マニュアル「4.10.1」を確認ください。



国マニュアルより

グローブバッグ工法(令和4年4月13日札幌市告示第1385号を一部改変)



国マニュアルより

- 1 グローブバッグにより、アスベスト含有吹付け材又はアスベスト含有保温材等の除去作業を行おうとする箇所を覆い、密閉する。なお、グローブバッグで作業を行おうとする箇所を覆い密閉する前に、あらかじめケレン棒、カッター等の工具をグローブバッグの中に入れておく。
- 2 グローブバッグは以下の製品を使用する。
 - ・ シートの厚さが 0.15mm 以上で十分な強度を有するもの
 - ・ 接着面が容易にはがれないもの
 - ・ 除去を行う範囲に対し、十分な大きさがあるもの
 また、作業部の床面にプラスチックシート(0.15mm)を敷く。
- 3 除去作業を開始する前に、スモークテスト又はそれと同等の方法で密閉の状況を点検し、漏れがあった場合はふさぐ。

- 4 アスベスト含有吹付け材又はアスベスト含有保温材等を除去する前に、これらの材料を湿潤な状態のものとする。

湿潤化の際は、専用穴から湿潤化のための噴霧用の管を挿入する等して粉じん飛散抑制剤を散布し、除去対象建材に浸透させる。

- 5 除去作業はカッター等で切断し、ケレン棒、金ブラシ等により剥離・除去する※¹。

- 6 下表の場所で特定粉じん濃度測定※²を行う。

測定場所	測定時期
作業場(グローブバッグ)の直近の外周	除去作業中

- 7 保温材等の除去後、除去面をよく清掃する。

- 8 除去作業終了後、密閉を解く前に、取り残しがないことを確認した後、専用穴から噴霧用の管を挿入する等して、アスベスト含有吹付け材又はアスベスト含有保温材等の除去面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。

- 9 除去作業終了後、グローブバッグを取り外すときは、配管等の直下部で、粘着テープ等により袋を閉じ、あらかじめ内部の空気を高性能真空掃除機を用いて排気した後、配管等の上部をカッターで切り、グローブバッグを取り外す※³、※⁴。

- 10 下表の場所で特定粉じん濃度測定※²を行う。

測定場所	測定時期
作業場(グローブバッグ)の直近の外周	除去作業後(グローブバッグ取り外し後)

- ※1 万一、グローブバッグの脱落等が生じた場合は、粉じん飛散抑制剤又は水等で素早く湿潤化するとともに、高性能真空掃除機で十分に清掃する。
- ※2 作業場(グローブバッグ)が複数ある場合は、作業場ごとに測定を行います。除去作業中の測定は、原則初日(初めてアスベスト含有建材を除去する日)に行います。その他の留意点は、「5.3.7 特定粉じん濃度測定」と同様です。
- ※3 グローブバッグから工具等を持ち出すときは、あらかじめ付着した物を除去し、又は梱包します。
- ※4 除去作業が終了した後、取り外したグローブバッグは、廃棄物専用袋に入れ(これで二重梱包となる)、廃石綿等として保管し、処分する。湿潤化のために除去前に粉じん飛散抑制剤を含浸させることが、廃棄物処理法に規定する埋立処分の基準である「薬剤による安定化」に該当しますが、必要に応じてグローブバッグを密封する前に粉じん飛散抑制剤を再度散布します。なお、使用したグローブバッグは廃棄し、再利用しません。